

新・行政改革大綱の策定状況について

1 計画の位置付け、計画期間

○本大綱は、第3次総合計画に掲げる5つのありたい姿とそれらを踏まえたLP、部門別計画の取組を下支えするため、市役所全体、市民でその目的と方向性について共通認識を持ち、着実に行政改革の取組を進めていく考え方を示したものです。

○計画期間は、第3次総合計画における前期基本計画と同様にR3年度からR7年度までの5年間としますが、将来を見据え、より長期にわたって取り組むべき改革や計画期間終了後に財政効果の発現が見込まれる取組にも着手します。

2 策定の趣旨

- (1)子育て支援や福祉等の施策の持続可能性を確保
- (2)今後、公共施設の老朽化に伴う施設の維持管理・更新経費が増大
- (3)先進技術を行政サービスへ応用することが期待されている
- (4)類似団体と比較して多い人件費
- (5)わかりやすい情報発信による財政状況等の共有の強化

3 改革を進める視点と重点的な柱

(4つの改革の柱)

○第3次総合計画で掲げる未来のありたい姿の実現に向け、業務改善や市民目線での改革を着実に進めていくため、右の4つの改革の柱に重点を置いた行政改革を行います。

行革の柱 1	公共施設保有量の最適化
行革の柱 2	歳入の確保・歳出の抑制
行革の柱 3	組織体制の適正化
行革の柱 4	開かれた行政運営の推進

(合併団体としてのあるべき行政運営の視点)

○合併前の旧町村単位を基本とした行政運営から脱却し、合併によるスケールメリットを生かした施設運営の効率化と新たな機能の付加・充実による市民サービスの質や利便性向上に向けた、“未来につなぐ”行政経営基盤を構築します。

○特に、公共施設ストックが県内他市と比べ突出した規模であり、中長期の利用需要の変化、老朽化の進行及び将来の維持管理・更新投資に係る財政負担をしっかりと見据え、施設の統廃合、再配置に取り組み、公共施設保有量を縮減していく必要があります。

(公共施設等管理計画の概要)

本市ではH29年3月に「北杜市公共施設等管理計画」（計画期間：30年間）を策定し、「今後30年間で更新時期を迎える公共施設の保有量（延床面積）を30%程度縮減する」「類似施設の統廃合や複合化、地域や民間への譲渡を進める」の2つの目標を掲げていますが、この目標には市役所庁舎や中学校、保育園などの施設は含まれておらず、また、「今後30年間で更新時期を迎える公共施設」のみに限ると計画策定時点の施設総量全体に対する延床面積の削減量は7.0%に留まります。

本市では現在、R3年度中の公共施設等総合管理計画の見直しを進めており、次期計画では更新時期の有無に関わらず現在保有する施設総量全体に対して縮減目標を設定することとしております。

行革大綱では、次期公共施設等総合管理計画と整合を図りつつ、行革の視点からも公共施設保有量の縮減に取り組んでいきます。

新・行政改革大綱の策定状況について

4 行政改革の視点と目指すべき方向性

『財政健全性の維持』『効果的・効率的な行政運営』

○行政改革は、不断に取り組むべき課題であり、引き続き、市政運営の重要な柱の一つとして、行政改革の手綱を緩めることなく、更に積極的に推進するため、新・行政改革大綱を新たに策定し、『財政健全性の維持』と『効果的・効率的な行政運営』を更に推し進めます。

5 行政改革の取組

4つの改革の柱		2025年目指すべき姿	10の改革
柱1	公共施設保有量の最適化	◇保有量の最適化の取組が計画的に進み、施設の維持管理等に要していたコストの低減が図られ、必要な政策分野に資源が投入され、市民サービスが向上しています。	① 公共施設保有量の削減
			② 資産の積極的かつ戦略的な活用
柱2	歳入の確保・歳出の抑制	◇北杜ファンが増え、ふるさと納税をはじめとする税外収入が安定的に確保されている。 ◇官民連携と役割分担、受益と負担が明確になっており、効果的な行政運営が行われている。 ◇事務事業・サービスの見直しや職員の適正配置による人件費の削減が図られている。	③ 自主財源の確保
			④ 上下水道事業の健全経営化
			⑤ 人件費の抑制
柱3	組織体制の適正化	◇新たな市役所本庁舎の建設のあり方、位置、規模等について、市民の理解が促進され、方針が示されている。 ◇業務にAI、ICT等のデジタル技術の導入が進み、「スマート自治体」への転換が図られ、市民サービスの利便性が向上している。	⑥ 市役所本庁舎の建設と総合支所の見直し
			⑦ デジタル時代の変化への対応
柱4	開かれた行政運営の推進	◇市民の行動変容を促す行政情報が分かりやすく発信され、市民参加の割合が増加している。 ◇新たな魅力発信の手法が確立し関係人口等の増加につながっている。 ◇公正で透明性の高い市民から信頼される行政運営の実現が図られている。	⑧ 審議会の適正化
			⑨ 外郭団体等改革の推進
			⑩ 情報発信力の強化